

令和 3 年 3 月 総務財政委員会報告資料

○「(仮称)福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」の
検討について

総務企画局

「(仮称)福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」の検討について

総務企画局では、行政手続きのオンライン化について、手続き等に係る利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする「(仮称)福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」の制定に向け、検討を進めている。このたび、パブリック・コメント手続きを実施するため、この条例に規定する事項の案をあらかじめ報告するもの。

1 背景等

○行政手続きのオンライン化については、市民の利便性の向上と行政の効率化を図る観点から、積極的に取り組んでいる。

○新型コロナウイルスの存在を前提とした「新しい生活様式」の実践が求められる中、行政手続きのオンライン化の重要性がより高まっている。

※本市の行政手続きにおいて、条例等で申請を書面により行うことを規定している場合があり、その場合、行政手続きのオンライン化に際し、当該条例等を個別に改正する必要があったが、本条例でオンライン化に必要となる事項を通則として定めることにより、円滑な行政手続きのオンライン化を可能にするもの。

2 「(仮称)福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に規定する事項案

オンラインにより手続き等を行うために必要となる事項を定めるもの。その要旨は次のとおり。

(1) 目的

オンラインにより手続き等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与する。

(2) オンラインによる申請等

条例等により書面等で行うことが規定されている申請等について、当該条例等の規定に関わらず、オンラインによる申請等(手数料の納付を含む)を可能とする規定を整備。

(3) オンラインによる処分通知等

条例等により書面等で行うことが規定されている処分通知等について、当該条例等の規定に関わらず、オンラインによる処分通知等を可能とする(処分通知等を受ける相手方が同意する場合に限る)規定を整備。

(4) 電磁的記録による縦覧等

条例等により書面等で行うことが規定されている縦覧等について、当該条例等の規定に関わらず、電磁的記録により行うことができる規定を整備。

(5) 電磁的記録による作成等

条例等により書面等で行うことが規定されている作成等について、当該条例等の規定に関わらず、電磁的記録により行うことができる規定を整備。

(6) 適用除外

他の条例等によりオンラインによる申請等が規定されている手続等について、(2)から(5)までの適用を除外する規定を整備。

(7) 添付書面等の省略

条例等により申請等に際して、書面等で証明書等を添付することが規定されているものについて、市の機関等が情報連携により、添付書面等の情報を入手し、又は参照することができる場合には、当該条例等の規定に関わらず、添付を要しないこととができる規定を整備。

(8) 情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表

行政手続きのオンライン化の推進に関する状況について、インターネット等により随時公表するものとする規定を整備。

(9) 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

3 今後の予定

- (1) 令和3年3月15日～令和3年4月14日 パブリック・コメント手続きを実施
- (2) 令和3年6月 福岡市議会6月定例会に条例案を提出